

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 26 日から 43 年 10 月 26 日まで
申立期間については、昭和 44 年 1 月 28 日に脱退手当金が支給された記録となっている。

しかし、私は結婚を前にA社を退職したが、脱退手当金はもちろんのこと、退職金等も受け取った記憶は無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 10 月 26 日の前後 2 年以内に資格を喪失した女性 44 人（申立人を除く。）のうち、脱退手当金の受給資格を満たしている 21 人の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは二人のみであり、上記の 21 人のうち、連絡の取れた 3 人は、「退職時に会社から脱退手当金の説明は受けていない。」と証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前のB事業所における 47 か月の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が学校を卒業した後、最初に就職した事業所を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを13万4,000円、同年10月を14万2,000円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社

に在籍していた 94 人の従業員のうち、91 人が申立人と同様に遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成 5 年 10 月 1 日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年 11 月 30 日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 4 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年 11 月 30 日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額から、平成 5 年 4 月から同年 9 月までは 13 万 4,000 円、同年 10 月は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（平成元年 9 月 18 日に株式会社 A で被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した B 株式会社で 6 年 6 月 24 日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた 5 年 11 月 30 日以降についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成 5 年 11 月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 11 月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成 5 年 11 月の標準報酬月額については、同年 11 月 30 日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成 5 年 11 月 30 日に同年 4 月 30 日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを11万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち、91人が申立人と同様に遡及喪失処

理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た11万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（平成4年2月19日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、6年5月15日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを17万円、同年10月を16万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち、91人が申立人と同様に遡及喪失処

理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは17万円、同年10月は16万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和61年1月22日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、平成6年5月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを22万円、同年10月を20万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで

株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち、91人が申立人と同様に遡及喪失処

理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは22万円、同年10月は20万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和59年1月17日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成15年4月12日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを13万4,000円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち、91人が申立人と同様に遡及喪失処

理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た13万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和62年9月1日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、平成6年6月20日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち、91人が申立人と同様に遡及喪失処

理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和46年4月10日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、平成6年5月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち、91人が申立人と同様に遡及喪失処

理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和48年10月17日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、平成6年5月27日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち、91人が申立人と同様に遡及喪失処

理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和42年2月7日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、平成6年5月27日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを24万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち、91人が申立人と同様に遡及喪失処

理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和54年2月7日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成20年8月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを16万円、同年10月を17万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していることが確認できるところ、オンライン記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち、91人が申立人と同様に遡及喪失処

理されていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは16万円、同年10月は17万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和57年5月4日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成15年9月28日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及喪失処理がされた5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、同年11月30日付けで取消処理がなされている申立人のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、申立期間①については2万円、申立期間②及び③については5万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については2万円、申立期間②については5万円、申立期間③については4万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月1日付けで、申立期間①については2万円、申立期間②及び③については5万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、複数の同僚から提出された申立期間の賞与明細書により、申立人は

申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については2万円、申立期間②については5万円、申立期間③については4万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月頃から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月頃から 60 年 3 月まで

私は、申立期間当時は年金に関心が無く、20 歳になった後の約 2 年間は国民年金に加入していなかった。母に説得され、昭和 60 年 4 月頃に加入手続をしてからは、現年度保険料と過年度保険料をそれぞれ毎月 1 か月分ずつ、通勤途中の A 区内の郵便局で約 2 年間納付した。

昭和 63 年 3 月に実家に帰ってきたが、納付できる期間は全て納付してきたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、その後は現年度保険料と過年度保険料をそれぞれ毎月 1 か月分ずつ、通勤途中の A 区内の郵便局で約 2 年間納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の前後に手帳記号番号が払い出された任意加入者の資格取得日から、61 年 3 月と推認され、申立人の主張とは相違している。

また、申立人は、「加入手続後は、現年度保険料と過年度保険料をそれぞれ毎月 1 か月分ずつ 2 年間納付した。」と主張しているところ、加入手続を行った時点で、遡及して資格を取得した 2 年間の保険料は過年度保険料として納付可能であるが、過年度保険料の納付書は年度単位で作成されることから、1 か月単位で過年度保険料を納付するためには、社会保険事務所（当時）に依頼して 1 か月ごとの分割納付書を作成してもらわなければならないが、申立人は、社会保険事務所に依頼して分割納付書を作成してもらった記憶が無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人の昭和 60 年 4 月以降の国民年金保険料は納付済みとなっているところ、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続の時期が 61 年 3 月と推認されることを踏まえると、申立人は、A 区が作成した現年度納付書により、60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を、納付期限内の 61 年 4 月までの間に納付したものと考えられ、申立人の主張とは相違している。

加えて、B 市町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人の昭和 58 年 2 月から 60 年 3 月までの納付記録は、未納と記載されていることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年2月までの期間、5年3月から6年12月までの期間、及び7年2月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年2月まで
② 平成5年3月から6年12月まで
③ 平成7年2月から8年3月まで

私の年金記録では、合計で5年以上の国民年金保険料の未納期間がある。確かに保険料を納付していない時期があったが、少なくとも平成元年頃からは、毎月納付していたはずである。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料を納付していない期間があることは承知しているが、少なくとも平成元年頃からは、A市町村が作成した納付書により、毎月の保険料を納付していたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるのは、平成8年4月以降となっている。

また、オンライン記録及びA市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間①から③までの期間を含む昭和63年12月から平成8年3月までの期間については、2年4月から3年3月までの期間の保険料を4年5月27日に過年度納付し、7年1月の保険料を9年2月25日に過年度納付したことが確認できるが、それ以外はいずれも未納の記録となっている。なお、元年4月1日から2年1月16日までの期間及び4年3月2日から5年3月9日までの期間については、現在の記録では厚生年金保険の加入期間であるが、年金事務所が22年3月12日付けで統合処理するまでは、国民年金の未納期間として取り扱われていたものである。

さらに、申立人が申立期間①から③までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、「5年以上も未納期間があるとは考えられない。」と主張する以外に申立期間の保険料納付について具体的な記憶が無いなど、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年9月までの期間、44年5月から45年3月までの期間、及び45年4月から47年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から43年9月まで
② 昭和44年5月から45年3月まで
③ 昭和45年4月から47年6月まで

私は、申立期間①及び②について国民年金保険料を免除してもらっていたが、納付しなければ年金を受給できないと言われ、納付時期等の詳細は覚えていないが、当時の地区の代表者（故人）に約5万円を納付したはずである。

また、申立期間③については、納付についての詳細は覚えていないが、夫の保険料と一緒に納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「国民年金保険料の申請免除の承認を受けていたが、その後、地区の代表者に保険料を追納した。」と主張しているところ、オンライン記録及びA市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の強制加入被保険者として資格を取得した後、38年1月5日に資格を喪失し、その後、53年10月1日に再度、強制加入被保険者として資格を取得した記録となっており、申立期間①及び②については、国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人は、申立期間①及び②の申請免除の手続を行うことはできなかったものと推認される上、これらの期間において、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、申立人は、国民年金の任意加入被保険者に該当していたと認められるが、任意加入被保険者は、制度上、保険料の申請免除の承認を受けることはできない。

さらに、申立人は、「免除期間の国民年金保険料として、約5万円を当時の地区の代表者に納付した。」と述べているが、その時期については、「全く覚えていない。」としているなど記憶が曖昧である上、通常、国民年金保険料の申請免除承認期間の追納を行う場合、社会保険事務所（当時）に納付することとなっており、申立人が納付したとする金額も、仮に申立期間①及び②の保険料を追納した場合の金額とは大幅に相違している。

2 申立期間③について、申立人は、「夫の国民年金保険料と一緒に納付した。」と主張しているところ、現在のオンライン記録では、申立期間③は国民年金の加入期間（未納）とされているが、同期間が国民年金の加入期間とされたのは、社会保険事務所が追加処理した平成11年5月17日以降であり、それまでは未加入期間として管理されていたものであり、追加処理した11年5月17日の時点では、時効により保険料を納付することができなかったことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人の夫は、申立期間③を含む昭和45年4月から48年3月までの期間の自身の国民年金保険料について、45年4月から47年3月までの期間については、50年12月29日に特例納付をし、47年4月から48年3月までの期間については、49年10月23日に特例納付及び過年度納付をしていることが確認できるものの、前述のとおり、申立人の夫がこれらの保険料を納付した時点で、申立人は国民年金に加入していないため、夫の保険料と一緒に納付することはできなかったものと推認される。

3 このほか、申立人が申立期間①から③までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月3日から23年10月30日まで

私は、昭和59年11月に年金の受給手続きをした際に、脱退手当金の支給記録があることを知った。20年8月からA株式会社B工場に勤務し、出産のため23年10月に退職したが、当時、会社から脱退手当金の説明を受けたことはなく、受給した記憶も無い。

当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月半後の昭和23年12月10日に支給決定がされているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職した後、昭和43年4月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで
② 昭和 43 年 3 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで

私の年金記録では、A事業所及び同事業所B支部での厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を受給していることになっているが、当時、私は年金に関する知識は無く、また、出産前で体調を崩していたため、自ら請求手続を行ったとは考えられない。

退職する際に、脱退手当金の制度について説明を受けた記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所（申立期間①）及び同事業所B支部（申立期間②）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、いずれも申立人の脱退手当金の支給決定が昭和 44 年 3 月 10 日にされたことを意味する「脱退手当金 44. 3. 10」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 24 日後の 44 年 3 月 24 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 12 月 1 日まで
② 昭和 34 年 1 月 22 日から 35 年 1 月 1 日まで

株式会社Aを退職後、申立期間について脱退手当金を支給された記録となっているが、当時、脱退手当金の制度は知らず、受け取っていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 35 年 10 月 5 日に支給決定がされているほか、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月から 52 年 2 月まで
② 昭和 52 年 11 月から 53 年 7 月まで
③ 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月 12 日まで
④ 昭和 55 年 9 月から 56 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 58 年 4 月から同年 7 月まで

私は、申立期間①についてはA株式会社B営業所に、申立期間②についてはC事業所に、申立期間⑤についてはD事業所に勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間③については、E株式会社F営業所に昭和 53 年 10 月から勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録が 54 年 3 月 12 日からとなっており、申立期間④については、G株式会社H営業所に 55 年 9 月から勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録が 56 年 2 月 1 日からとなっているのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚の証言から、申立人は、A株式会社B営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社では、「当時の資料等は保存しておらず、詳細は不明である。」と回答していることから、申立人の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A株式会社本社の元事務員は、「営業所の社員の社会保険等の加入手続は全て本社で行っていたが、申立人の氏名には記憶が無い。また、

厚生年金保険の加入手続と雇用保険の加入手続は同時に行っていた。」と述べていることから、同社において短期間の厚生年金保険の加入記録がある4人の厚生年金保険及び雇用保険の加入記録を調査したところ、4人全員の厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が一致していることが確認できるものの、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間①当時、A株式会社のI営業所長であった者は、「営業所において社員の現地採用や見習期間はあった。見習期間中は、厚生年金保険の加入は無かった。」と証言している。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番もみられない。

- 2 申立期間②について、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚二人の証言から、申立人は、期間は特定できないが、C事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、J職の見習であったとしているところ、上記の二人の同僚は、「J職の見習期間中は臨時職員扱いであり、厚生年金保険に加入させてもらえず、国民年金に加入していた。J職になってから厚生年金保険に加入している。」と証言しており、申立人も申立期間②において国民年金に加入していることが確認できる。

また、C事業所は既に廃業している上、同事業所を継承している事業所では、「当時の状況の詳細については不明である。」と回答していることから、申立人の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番もみられない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人は、昭和53年10月14日から54年7月21日までの期間において、E株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「E株式会社において営業をしていた。」と述べているところ、同社K営業所において事務担当者であった者は、「営業の人はなかなか定着しなかったのも、見習期間があったと聞いている。」と証言している上、同社本社において総務担当であった者は、「当時は見習期間を設定しており、その間は社会保険に加入させていなかったのも、保険料控除もしていなかった。」と証言している。

また、E株式会社において、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の昭和54年3月12日である者は16人確認できるが、そのうち雇用保険の記録が確認できる14人は、いずれも厚生年金保険の資格取得日より前に

雇用保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、E株式会社は、平成9年4月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、登記簿謄本では、14年12月3日に解散していることが確認できることから、申立人の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「G株式会社H営業所には昭和55年9月から勤務していたが、同社における厚生年金保険の記録が56年2月1日からとなっているのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、申立人は、「G株式会社H営業所において営業をしていた。」と述べているが、同社H営業所の元所長は、「営業の社員については、長続きしない人が多く、入れ替わりも多かったので、試用期間があったはずである。」と証言している。

また、G株式会社では、「人によって試用期間を設けていた。厚生年金保険と雇用保険とはセットで加入させていた。」と回答しているところ、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録とは一致している上、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚5人についても、厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録とは一致していることが確認できる。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「L市町村にあったD事業所に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険事業所記号番号払出簿では、申立期間⑤当時、L市町村に所在する「D事業所」という事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は、事業主及び一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者からD事業所における勤務実態等について証言を得ることができない。

- 6 このほか、申立期間①から⑤までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 21 日から 38 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 7 月頃に A 株式会社に入社したはずだが、年金記録では、厚生年金保険の資格取得日が 38 年 6 月 1 日となっており、入社時期と一致していないのはおかしい。

入社当時に勤務した場所などについては詳細に記憶しており、昭和 36 年 7 月頃から勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において A 株式会社勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社の元総務担当者は、「当時、工員は、数年程度の臨時雇用を経て常用雇用となり、厚生年金保険には常用雇用時から加入することとなっていた。常用雇用となるためには、社内試験の合格又は直属の上司の推薦が必要であり、少なくとも 1、2 年程度の臨時雇用の期間があったと記憶している。」と証言している。

また、A 株式会社において申立人と同日の昭和 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、申立人が同時期に入社したと記憶する二人については、雇用保険の記録から、一人は 36 年 8 月 1 日、もう一人は 37 年 1 月 8 日に入社したことが確認できるところ、二人とも、「工員は、入社当初は臨時雇用であり、常用雇用となった時に厚生年金保険に加入した。私も、入社当初は雇用保険のみの加入で、厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入していた。」と証言し、オンライン記録から、二人とも 36 年 4 月 1 日から 38 年 6 月 1 日までの期間において国民年金に加入し、保険料を納付

していることが確認できる。

さらに、A株式会社が保管している申立人に係る健康保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日は、いずれも昭和 38 年 6 月 1 日と記録されており、同社では、「当社で保存している事業主控えを確認したところ、同年 6 月以前に申立人が資格を取得した形跡は確認できない。」と回答している上、当該記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。